
プロジェクト	公正価値測定に関するガイダンス及び開示
項目	第 387 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 387 回企業会計基準委員会（2018 年 6 月 21 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

時価の定義及びガイダンスに関する公開草案の文案及び論点（本文）

用語の定義

2. 「インプット」という用語について、財務諸表利用者等の理解を促すために、レベル別に開示されるアウトプットとの関係に関する解説を加えることも有用であると考え。正しい理解を促すために、レベル 2 よりもレベル 3 の商品の流動性が低いとの誤解やレベル 3 の商品が複雑であるとの誤解を示すことも考えられるのではないか。

時価の算定—時価の算定方法（2）インプット

3. 精度の低い評価モデルであっても、レベル 1 のインプットを用いる場合には、時価のレベルは高くなる可能性があるため、無条件にレベル 1 のインプットを用いることとなるような説明が適切となるのか見直すべきではないか。

時価の算定—時価の算定方法（4）負債又は払込資本を増加させる金融商品の時価

4. 負債の不履行リスクについて、IFRS 第 13 号第 42 項にある「不履行リスクは負債の移転の前後で同一と仮定される。」という記載を含めるべきではないか。

金融商品の時価に関する開示の適用対象企業

全般的な開示項目

5. レベル 3 を対象とする開示項目に対する負荷の削減と有意義な開示項目の抽出ができれば、全般的な開示とレベル 3 の追加開示の対象企業を分けて検討する必要性はないのではないか。
6. トレーディング目的で保有する棚卸資産の取扱いが不明確であり、金融商品に限定した開示の検討を行うことについて疑問があるため、議論が深まった段階で開示対象企業を検討すればよいのではないか。
7. 金融商品を大量に保有する金融業を営まない一般事業会社については現行の開示で十分であるとの説明は、IFRS 第 13 号の開示の有用性を否定するようにも見え、再検討が必要であると考えられる。
8. 対象企業を限定しない IFRS や米国会計基準との整合性を図る観点で、対象企業の限定を適切に行うことができるのか。対象企業を金融業に限定するとしても、一般事業会社において事業目的をサポートするためにリースを行っているケース等もあり、どのような企業を対象として含めるかについての検討は難しいと考えられるため、IFRS を任意適用している一般事業会社の開示の作成コストを聴取してから、開示項目を決めることも考えられるのではないか。
9. 金融商品を大量に保有していない場合には、開示の作成コストが大きくなるとは考えられず、また金融商品を大量に保有する場合には、開示を求めることによるベネフィットがあると考えられる。全般的な開示項目に大きなコストがかかるのかどうかについて丁寧な説明が必要であると考えられ、コストがかからない開示項目のみを求めることも考えられるのではないか。
10. IFRS 第 13 号を適用した場合には、どのような開示について、どのような手続及びコストがかかるのかについて検討したうえで、現在の開示で十分であるのかどうかについて検討すべきであると考えられる。また、国際的にも IFRS は大企業がその連結財務諸表のみについて適用しているものであるため、対象企業が多い日本基準の枠内では、適用対象企業を限定しないということにはならないと考えられる。
11. 会計基準で求められる情報に重要性がない場合であっても、企業は開示を行う傾向にあり、その結果、重要な情報が埋没することに繋がる可能性がある。そのため、有用性に乏しい開示を削減することが必要であり、本開示の適用対象企業を金融業の企業に限定することもその出発点として考えられる。
12. IFRS 第 9 号の分類及び測定を導入するか否かについての結論が出るまでには、相

当の時間がかかると考えられるため、IFRS 第 13 号に相当する基準が導入されたとしても開示の対象となる金融商品が IFRS と日本基準では異なる可能性があり、国際的な整合性が高まらない可能性があると考えられる。コスト・ベネフィットの検討においては、まずはコストを軽減することに注力していただきたい。

レベル 3 を対象とする開示項目

13. レベル 3 を対象とする開示項目についての重要性の定めに関して、レベル 3 の金融商品の残高と比較する対象を純資産とするとの提案については、純資産が安定している指標であることは理解できるものの、レベル 3 を対象とする開示の目的を踏まえ、たうえで再検討すべきではないか。

以 上